

感染拡大期における自宅療養者への対応マニュアル

(ver. 2、R03.11.16)

【はじめに】

新型コロナウイルス感染症の陽性者に対しては、原則として尼崎市保健所において、健康観察等のためのフォローアップ及び入院が必要な者に係る入院調整が行われることとされていますが、感染拡大期（例えば、新型インフルエンザ等対策特別措置法上の緊急事態措置、まん延防止等重点措置が取られた場合）には、直後に重症者が増加し、フォローアップや入院調整に時間を要し、結果として自宅等において必要な医療が提供できない事例が生じます。

今回の第4波における尼崎市内の状況においても、3月末までは1日平均10人未満の陽性者が、4月に入ってから急激に増え始め、4月末ごろには1日平均50人の陽性者数となり、兵庫県下の入院病床が逼迫し入院調整困難が起こり、自宅で療養している新型コロナウイルス感染症の陽性者（以下「自宅療養者」という）が最大で261名まで増加する事態になりました。

今回は、当会の有志の先生方が、尼崎市保健所と連携し累計で116名の自宅療養者に往診等の対応を実施（そのうち89名に在宅酸素療法を導入）したところ、中等症以上の方であっても、在宅に携わる医師、看護師等の多職種の協働により在宅において質の高い医療を提供することは可能で、また軽症や中等症の方においては、経過観察と対処療法等の初期治療を行う事で患者及び家族の不安の解消、及び重症化の防止に役立つ事がわかりました。

つまり、医師（特にかかりつけ医）が積極的に自宅療養者に対する医学的ケアを行うことにより、患者の重症化を防ぎ、限りある医療資源（入院病床等）を有効に活用する事が出来ます。

このため、今回の有志の先生方以外のかかりつけの先生方においても、感染拡大期において自院のかかりつけ患者が自宅療養者になった際に、必要な医療を適時適切に提供するために、次の通り本マニュアル（指針）を今回の有志の方々のご協力により作成致しましたので、何卒ご清覧の上、ご活用頂きますようお願い申し上げます。

◎かかりつけ患者さんが陽性と判明したら

かかりつけ患者さんが、陽性と判明した時点で「後は保健所におまかせ」ではなく、1週間を目処にした対処療法（投薬）を自院で開始して下さい。（保健所では投薬を行う事はできません）

但し、2～3日処方では発症後7日前後の最もつらい時期を患者は乗り越えられません。例えば、カロナール 200mg×2錠×20回分の処方と咳・痰・鼻水などに対する対処療法を行って下さい。（*公費の対象になります）

- ★検査結果が翌日に判明したケースなどでは、自院に患者がいないことがあります。来院せず薬局に配達してもらうことが可能です。薬局の配達を活用することで「解熱剤がなくなった…」などにも電話だけで対応できます。
- ★自院での検査で陽性と判明したケースでなくとも、かかりつけ患者さんからの相談があれば陽性者としての対応をお願いします。保健所からの正式な依頼がなくても陽性者として公費での治療対象です。

◎自宅療養者から体調不良の電話があったら

発症後数日が経ち、発熱や咳などが悪化・持続し SP02 が低下し始めたら、SP02 を用いた重症度判定が必要です。SP02 93%以下は中等症Ⅱに分類されます。

デカドロン 4mg1.5錠×10日+PPI×10日の処方をして下さい。10日で中止しテーピングなしでOKです。

デカドロン処方と同時に SP02 93%以下では在宅酸素導入が必要です。電話だけで「こうやってしゃべっているだけで辛い」「トイレ後は呼吸苦が辛い」など訴えがあれば若い人でも在宅酸素を導入してみましょう。若い人ほど、内服後に呼吸苦や発熱改善で喜ばれることがあります。

但し、発症直後のデカドロン投与は賛否がありますのでご注意下さい。

- ★ここでも薬局の配達を活用しましょう。
- ★酸素メーカーが何社もあります、電話一本で数時間後には自宅に運んでくれます。

軽症や中等症でも自宅療養を余儀なくされた方々は、この電話診察と指示だけで随分と楽に療養が乗り切れます。言い換えれば、これだけしかすることはありません。この治療を受ける権利が損なわれ「自宅療養」ではなく「自宅我慢」をさせた結果、隔離解除後も呼吸苦と倦怠感が続き胸部 XP にて肺炎を呈した方々が多々いました。

★コロナ感染と判明後は、感染症法上の療養解除「発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快（解熱剤なし 37.4℃以下、呼吸苦なし）後 72 時間経過」までの間、コロナに関する治療行為は全額公費ですので患者負担は全くありません。

◎中等症以上なのに入院できなく困っていたら

可能であれば往診をしてあげて下さい。感染拡大期においては入院病床に空きがないため、保健所は「入院出来ません」の回答しか出来ませんので、自宅で恐怖と不安と孤独でつらい思いをされている方が多々います。医者になって以来、「こんなに感謝されたのは久しぶり」レベルの感謝と賛辞を受けます。入院させると主治医に詰め寄せられたケースは今のところありません。入院調整は保健所の役割であることを市民は熟知しています。

★防護は眼鏡・手袋・ガウン・マスクだけでも十分です

又、訪問看護を活用して下さい。特別訪問看護指示で 2 週間の間、毎日補液やバイタルチェックを行ってくれます。初回往診時と同じように、患者さんに大層喜ばれます。脱水の補正が随分と重要な気がします。

★コロナを嫌がらず入ってくれる訪問看護さんがたくさんいます。

コロナ関係で看護師を使うなど言ってくるケアマネさんが居ましたが、明らかな間違いです。

★往診後は、保健所（感染症対策担当）へ「バイタルリンク®」を用いて臨床経過（体温、SpO₂、パルス、血圧、その他状況）、診療内容のご報告（情報共有）をお願いします。
（「バイタルリンク®」の利用方法等は別紙をご参照下さい。）

★コロナ感染と判明後から感染症法上の療養解除までの間、往診を行った場合には、兵庫県の「新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する往診支援事業」の対象になり、申請すれば 50,000 円/日の補助金が交付されます。（別添参照）

【最後に】

基本的には、全て在宅医療の利用や応用です。「在宅をしたことがない」「在宅酸素を扱ったことがない」など皆様の中での<壁>があると思いますが、是非是非そんな事は気にせず、わからないことがあればどんなことでも有志の方々にご相談下さい。

請求の仕方や業者の紹介まで、どんなことでもお答えできると思います。今まで保健所は入院先探しや状態把握を行う事で手一杯となり、軽症者や中等者の医学的なケアや治療がなされないままでした。課題として保健所と開業医との連携が出来ていなかったのは事実です。

今後、我々医師会員が「一人でも多く、目の前の軽症者や中等者の経過観察と初期治療の担う」ことがなければ、次の波は乗り越えられないと考えています。どうぞ皆様のお力をおかし下さい。

新型コロナウイルス感染症自宅待機患者への往診等に関する相談先

地区	医療機関	氏名	TEL	FAX	e-mail
潮江	やまもと内科クリニック	山本 房子	6498-4976	6498-4977	f-yamamoto@yamamoto-naika-clinic.jp
竹谷	長尾クリニック	長尾 和宏	6412-9090	6412-9393	nagao@nagaoclinic.or.jp
難波	はらクリニック	原 秀憲 (医師会担当理事)	6415-9081	6415-9082	hara@hara-med.com
南立水	勝谷医院	勝谷 友宏	6416-1684	6416-6752	tkatsuya@iris.eonet.ne.jp
北立水	はせがわ内科	長谷川吉昭	6431-9999	6431-9988	hasegawa@hasegawanaika.com
上坂部	朝田医院	朝田 真司	6429-1697	6427-9090	shinji-a@hcc1.bai.ne.jp
武庫之荘	さくらいクリニック	桜井 隆	6431-5555	6431-0666	sak812sa@ea.mbn.or.jp

以上

【診療報酬請求方法】

- 通常公費における請求を行ってください。(電子レプト等で審査支払機関に請求する。)
- 請求先は支払基金又は国保連合会です。
- 医療機関所在地に応じた公費番号は「28280600」(8桁)です。
受給者番号は「9999996」(7桁)で、全ての患者が同一の受給者番号となります。
- 患者が他の公費の適用を受けている場合の優先順位は、通常公費「28」と同様で、優先順位は14番目です。
- 公費の一部負担金は「0」円で記載してください。

(別紙)

自宅療養者（新型コロナウイルス感染症の陽性者）への往診の際に用いる 「バイタルリンク®」の利用方法について

自宅療養者へ往診した際には、尼崎市医療介護連携支援センター「あまつなぎ」が運用している「バイタルリンク®」を利用して、往診時の臨床経過・診療内容等を尼崎市保健所に報告し、必要に応じて訪問看護ステーション等と情報共有を行います。

つきましては、「バイタルリンク®」の登録方法・利用方法は次の通りですので、よろしくご協力頂きますようお願い致します。

○「バイタルリンク®」の登録方法

「バイタルリンク®」を利用するには、利用端末（PC・スマホ）の設定及び利用者登録が必要になります。次の手順にてご登録をお願いします。

1. 利用申込

次のサイトの申込フォーム（帳票類について欄の「様式2 利用申し込み・誓約書・名簿」をクリック）に必要事項をご入力の上、お申込をお願いします。

<https://amatsunagi.org/topics/vitallink>

2. 利用端末の設定

上記の利用申込書等に基づき、「あまつなぎ」にて利用者登録作業を実施後に、「認証コード、アカウント、初期パスワード」を送付しますので、上記のサイトのスタートアップマニュアルをご参照頂き利用端末の設定をお願いします。

なお、設定作業が困難な場合には、「バイタルリンク®」ベンダーの帝人ファーマ担当者が貴院に訪問し設定作業を行いますので、その際には「あまつなぎ」までご連絡をお願いします。（TEL 6423-9916）

○「バイタルリンク®」の利用方法

自宅療養者への往診の際には、次の手順にて臨床経過・診療内容等の入力をお願いします。

1. 利用申込書・同意書の取得

事前に、上記のサイトより「バイタルリンク利用申し込み書および個人情報取り扱い同意書」（様式3）をプリントアウトし、往診の際に患者さんに記載して頂きます。

*患者さんもしくは同居の方が記入された場合には、感染防御のため、原本を受け取らずに、記入済みの用紙をお手持ちのスマホ等で撮影しデータとして保存して下さい。
また、患者さん等による記載が困難な場合は、先生による代筆をお願いします。

2. 「バイタルリンク®」への患者登録

上記の様式3を「あまつなぎ」へFAXもしくはメールにて登録を依頼して下さい。

- ・ FAX 06-6423-9917
- ・ メールアドレス info@amatsunagi.org

連携する訪問看護ステーション等の事業所が決まっていたら、様式3の下段の「連携事業所」欄にご記入下さい。

登録完了後、「あまつなぎ」より登録完了のお知らせを致します。

*あまつなぎの業務時間は、平日（月～金）9：00～17：00ですので、よろしくご留意の程お願いします。

3. 「バイタルリンク®」への情報入力

上記の「登録完了通知書」を受領しましたら、上記のサイトのマニュアルをご参照頂き、出来るだけ速やかに「バイタルリンク®」患者グループの連絡帳機能に、次の内容をご入力して下さい。

- ・ 往診日時
- ・ 臨床経過（体温、SpO2、血圧、脈拍 etc）
- ・ 診療内容

*入力方法等に関して不明な点等ございましたら、「あまつなぎ」もしくは「帝人ファーマ」までご連絡して下さい。

- ・ あまつなぎ TEL 06-6423-9916（平日 9:00～17:00）
- ・ 帝人ファーマ（担当：桶谷） TEL 080-8929-6245（平日 9:00～17:45）
メールアドレス teijin89296245@docomo.ne.jp

以上

兵庫県 新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する往診等の支援事業
(令和3年11月改訂 ver.2)

1 対象

無症状・軽症等で自宅や福祉施設、宿泊療養施設等において待機・療養している者で、保健所等から受診勧奨のあった者

2 往診の流れ

(1) かかりつけ医が対応する場合

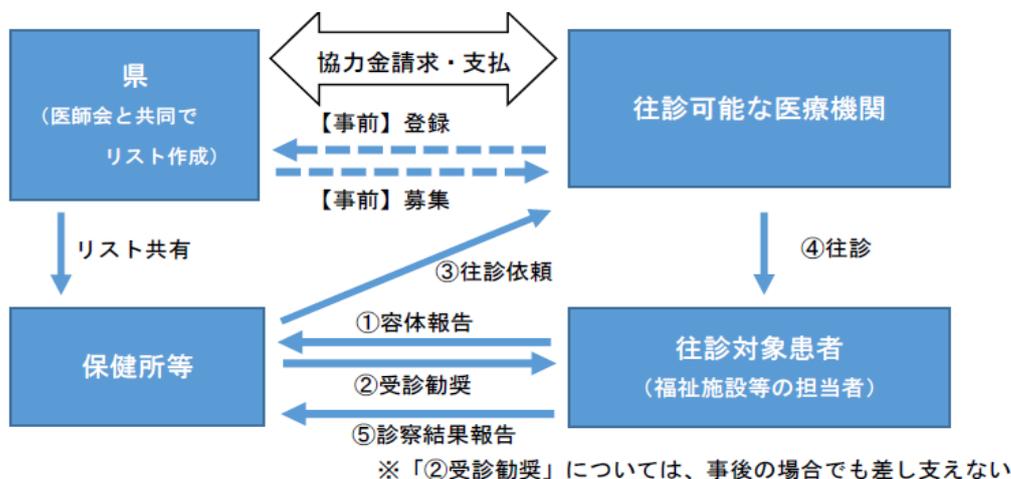


※「受診勧奨書」について

本事業は、保健所からの依頼に基づく往診となりますが、患者やその家族からかかりつけ医等へ連絡し、往診となった場合は、保健所からの「受診勧奨書」は事後でも差し支えないとされております。

(2) かかりつけ医が対応できない場合

県と県医師会共同作成のリスト等を活用し、往診可能医療機関を調整する。



県と県医師会共同作成リスト「往診対応医療機関一覧」は随時更新されていますので、追加・修正につきましては、兵庫県医務課 (078-362-3135) へご連絡ください。

3 往診について

- あまつなぎへ「バイタルリンク®」の患者グループ登録を依頼する。
- 依頼時に訪問看護等の居宅連携事業所が決まっていたら、合わせて登録依頼する。
- 往診後は、「バイタルリンク®」患者グループの連絡帳機能で報告する。

【報告内容】往診日時、臨床経過（体温、SpO₂、血圧、脈拍等）、診療内容

★バイタルリンクの登録がまだの場合は、別紙の「バイタルリンクの利用方法」をご参照の上、ご登録してください。

4 対象期間

令和3年4月12日～令和3年9月30日

5 申請期間

第3回 1月4日～1月31日（10月1日から12月31日までの往診実施分）

*第1・2回（4/12～9/30に往診実施分）は終了しています。

6 交付基準額

1日50,000円（往診のみ対象。電話再診、オンライン診療のみは対象外）

7 補助金申請の流れ

保健所から医療機関へ「受診勧奨書」※を送付

↓

医療機関から県（医務課）へ申請（申請書類に「受診勧奨書」※を添付）

↓

医療機関から県（医務課）へ補助金請求

↓

県（医務課）から医療機関の指定した口座へ振込

★第2回申請時には、申請受付10月中初旬に、保健所から把握している往診実施者リストを各医療機関へ送付し、追記・修正をいただき、その上で「受診勧奨書」を作成し、医療機関へ送付いたしましたが、第3回申請時は、バイタルリンク®の患者グループ連絡帳機能への往診報告を基に手続きを進めて参ります。

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/r3ousinhoumonnkanngosien.html>

事業の説明、申請用紙等が掲載されております。

8 問い合わせ先

尼崎市保健所 感染症対策担当 電話 06-4869-3041 担当：中